オマーン (Sultanate of Oman) から輸入されるミカンコミバエ種群の対象植物における輸入検疫対応について

今般、オマーンから我が国に輸入されたザクロ (Punica granatum) 生果実から発見されたミバエ科の幼虫を飼育同定した結果、ミカンコミバエ種群 (Bactrocera dorsalis species complex) であることが確認されました。

このため、我が国からオマーンに対し、植物防疫法施行規則(昭和25年6月30日付け農林省令第73号。以下、「規則」という。)別表2の2項で規定されているミカンコミバエ種群の寄主植物に対する検査証明書の発給停止を要請する旨の書簡を発出いたしました。

ついては、オマーンから輸入されたミカンコミバエ種群の寄主植物の輸入検査では、令和3年10月26日以降に発給されたオマーンの検査証明書が添付された同寄主植物について、下記の対応となりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

記

1 対象植物

オマーンから輸入されるミカンコミバエ種群の寄主植物(規則別表2の2項で規定されている 植物)

2 輸入検査

検査証明書を添付した対象植物が輸入された場合、当該証明書は植物防疫法(昭和25年5月4日付け法律第151号。以下、「法」という。)第6条第1項に適合しないものとし、法第9条第2項により廃棄を命ずる。

○ミカンコミバエ種群の寄主植物(植物防疫法施行規則 別表2の2項)

https://www.maff.go.jp/pps/j/law/houki/shorei/shorei_12_html_12.html#t2